

毎週火、木、日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第十七号)第九十九条の規定に基づき、昭和三十六年度にかかる左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十七年十月十六日

鳥取県監査委員 松本利治
萩原治郎

同	堀江実藏
同	前田玄一
記	
執行年月日	

工業試験場境港分場	昭和三十七年二月二十二日
本場	四月二十三日

徳学校	同	六月二十日
皆成学園	同	二十六日

工業試験場

境港分場 昭和三十七年二月二十二日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 堀江実藏

同 秋久

本場 昭和三十七年四月二十三日 監査

監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 堀 江 実 蔵

今回昭和三十六年度の定期監査を執行したが、その結果各部門とも試験研究結果をもとに、業界指導に力を注いで運営に努力していた。

本年度は木材工業部の施設拡充に重点をおいて整備して、この部門の業務は一層活発化し、また、境港分場においても、特産耕の試作に成功し、業界は量産めざして共同施設設置の機運もあり、譲渡部門とともに、概ね軌道に乗ったようであるが、後述するように技術陣容の強化、窯業及び製紙部門の設備の充実、その他活動経費の問題等運営上のあい路が少くないので、これらについて当局は更に慎重検討善処し、真に試験研究機関としての使命達成に格別の配意を望む。

一 職員組織について

職員は、場長以下二六名と日々雇傭一名計二七名で、本場に化学部七名(窯業係二名、醸造係三名、製紙係二名)、産業工芸部二名、木材工業部八名のほか、庶務係四名及び境港分場に五名を配置している。このうち

研究員は主任及び分場長を含めて一四名、ほかに技術職員六名で、前回監査時より三名(化学部醸造係一名、木材工業部二名)技術陣容の強化が図られていたが、最近製品のデザインが重要視され現に大阪市で開かれた県物産展でもその声が聞かれた折柄、デザイナーの増配置について当局の考慮を望む。

二 試験研究について

化学部窯業係

前年度に引き続き、ウラン鉍滓滓を利用したの工芸品及び土木建築用資材等の試作をはじめ、二、三の試験研究を行っていた。ウラン鉍滓滓利用の試験については好結果を納め、また本年度新期に実施した化学人造砥石の試験研究についても、優秀な製品を得て、市内業者が企業化に踏み切る等かなりの成果が上つていた。今後更に活発な研究と指導を望む。

なお旧鳥取職業訓練所にあつたアムスラー試験機の保管転換を受けて修繕整備し、コンクリート圧縮及び鉄節引張り等依頼試験を実施していたが、年間二、一八

三件(手数料収入二四一、二四〇円)にも及びかなりの業務量となつていた。

化学部醸造係

本年度は酒造用米及び酒造用水に関する試験研究、清酒の品質向上に関する研究、ペアブランデーの製造試験を実施したほか、醤油に関する研究のため、十月から研究員一名増配置して、農林規格案にさきがけて本県独自の濃口醤油の規格設定を行う等積極的な研究と業界指導に乗り出して来た。

しかし醤油及び味噌の試験については農産加工所との担当分野の調整について考慮の要がある。清酒の生産量は年々のびを示し、品質の点でも向上を見つつあるが、なお、未解決並びに懸案となつてゐる研究項目の究明と、これが業界への反映指導につき一層の配意を望む。

化学部製紙係

画仙紙及び書道半紙の研究、抄紙能率の向上に資するため、本県でははじめての大型資材を製作してその使

用方法並びに自動攪伴機の効果等の研究、古紙の利用拡大とコストの節減を図るための脱墨剤の研究等実施したほか、製紙技術全般にわたつて業界指導に努力していたが、機械製紙への転換、共業化、生産費割高等種々問題があるようであるので、これら業界諸問題に対処して更に積極的な研究と指導を望む。

産業工芸部

家具類及び工芸品の技術とデザイン向上のため、研究指導を行つて来た。一般家具類は、将来性、企業性、市場性に富む近代的デザインを更に考究し、本県産業工芸品のデザイン向上について、指導を図るとともに県外等の斬新技術を導入し、企業界の育成指導に一層努力されたい。

また一方工芸品等については、特に対象を国外に求め、色彩、デザインの向上に努めていたが、近年漸減の傾向にある職人の育成確保等に留意し、民芸品の振興推進に配慮されたい。

木材工業部

1 木材工業は多種少量生産から単一量産に移行し、その生産面は大きく伸張をみせ、本年度総生産額は一二億五千余万円、前年に比し、四億七千余万円上昇、このうち、大都市向け移出額も前年より三億余万円伸び七億余万円、(箆第一二八百余万円、椅子二五九百余万円、食器棚二〇八百余万円、その他二五百余万円)と画期的に飛躍し、本県木材工業も概ね軌道化し、その活況を物語っている。

商品の高級化、品質の向上と作業能率増進等業界の指導徹底を期するため、多年懸案の施設設備並びに最新鋭機械器具の充実に当年度実現し、総予算九、六三八千円(財源、国補三、二五〇千円、県費五、五八六千円、寄附金七六二千円、生産収入四〇千円)をもつて木材工業部の充実がなされ、(木材乾燥室新築並びに内部施設充実に、三、九四六、三〇〇円、機械器具充実に五、六九一、七〇〇円)本県木材工業界の発展に大きく寄与が期待されている。

2 本年度基礎的試験研究として、木材乾燥(人工、

天然)に関する研究、新資材応用テープルトツプ、太ば、構造家具、新資材応用家具等の試作研究、突板の着色法及び接着、コールドプレス圧縮力、生産管理技術等の研究がなされていたが、これが結果の業界反映と計画的業界の育成指導について一層努力されたい。

境 港 分 場

特殊染法による新しい紺生産の研究一本に絞って一応完成し、その価値を市場に認められ、更に改良を加えるべく研究と指導に努めていたが、業界の実情は施設が貧弱であること、工員の確保が困難なこと等のため折角の引合にも応じられないようである。三十七年度には共同施設設置の機運もあり、工員の養成についても配意していたが、業界助長策につき更に適切な措置対策を構づるとともに一層の研究と指導を望む。

三 施設設備の整備等について

1 本年度は木材工業部の施設拡充に重点をおき、前述したとおり内容の充実を見たことは結構である。

しかし、ながら、窯業並びに製紙部門の施設設備は不備で、技術指導のための高度の試験研究が実施しがたい実情である。窯業部門では粉碎機成型機、真空土練器、製紙部門では、短網、丸網ヤンキー式抄紙機、小型蒸気発生装置の整備が急がれ、なお、醸造部門の自動製麹機、境港分場の高圧ガマ等必要に迫られているので逐次整備充実につき当局の配意を望む。

なお原材料、生産物運搬のため本場に小型四輪車、境港分場に巡回指導のための原付自転車配置が望まれる。

また本館二階等、未利用場所があるので、これを試作品展示室に活用する等考究されたい。

2 昨年の台風で本場の塀が倒壊したままとなつていた。場内保全管理のため早期に修繕されたい。

四 財産管理について

境港分場の土地のうち一部未登記となつているものについては、実情を調査し、登記を促進されたい。

五 経理出納その他事務について

- 1 生産物の払下は、公正を期するため、なるべく払下定期日を設け公売公告の上処分されたい。
- 2 原材料の払出しは一層明確にすること。
- 3 生産物の引継は遅れないようにすること。
- 4 試作研究に伴う設計、実施記録は一層明確に整理すること。

奨 徳 学 校 昭和三十七年六月二十日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 職員の充実について

職員は校長以下一七名で、このうち教護五名、教母六名配置されているが、教母のうち一名は栄養士業務を担当しているため、勢い他の教護、教母に負担がかかり、勤務過重となつている。特に本校は他のこの種立施設と違つて、当所職員が教科指導も行い、また問

題児を収容している関係で、常時精神的緊張と束縛感をまぬがれ得ない勤務状態である。少くとも教護、教母各一名程度増員して勤務体制を合理化し、教護に万全を期する必要がある。

なお、栄養士の配置がなく、前記のとおり教母があたり、しかもこの教母が保健婦業務をも兼ねている。栄養士並びに保健婦の配置についても考慮の要がある。また、職業指導員については三十七年六月から非常勤講師二名で木工及び理容指導に当っているが、予算的制約を受けて適切な指導が困難のようである。専任の職業指導員を置いて効果的な指導ができるよう当局の配意を望む。

二 校舎等の改築促進について

1 本館は狭あい、特別教室、教具教材室、図書室等の設備がなく、職業指導館も老朽化し、また炊事舎は収容定員六〇名当時のもので狭あいかつ不完全で、食堂も専用のものがなく、躰訓練指導、衛生管理上にも問題があり、その他収納舎、堆肥舎もなく学校

運営上支障となつてゐる面が多い。他の県立福祉施設はいずれも面目を一新しつつある現状にかんがみ、当校も既に全面的改築の時期に来ていると思われるので、後述する収容定員増加等を勘案した改築の促進について当局の配意を望む。

三 校地の集団化について

昭和三十五年度に四、九九九、六〇〇円(立木補償を含む)で隣接地二、〇八五坪を買収し、かなりまとまつたことは結構であるが、実習地は八箇所に散在し、グラウンドの一部二四六坪は整肢学園用地に転用される等学校運営上支障となつてゐる。目下学校前私有地二、八〇〇余坪を購入すべく計画していたが、これが早期確保について当局の考慮を望む。

四 児童収容定員の増加について

監査時現在男七六名、女一二名計八八名(収容定員男

七八名、女二〇名計八八名)、ほかに一時保護一名を収容し、教護に努力していたが、最近非行少年は全国的に増加の傾向にあり、本校に入校措置を要する児童も逐次増加し、児童相談所に相当期間待機を余議なくする実情で、特に女子の収容定員が少ないのでこの措置に困つてゐる。

学校運営上収容定員は一二〇名程度が適正規模と考えられるので、これらの点についても考慮した定員の増加方につき当局の配意を望む。

五 財産管理について

敷地内に立木(松)が相当数あり、最近、本数、材積等調査していたが、財産台帳に記載整理して管理に遺憾のないようにされたい。

六 経理出納その他事務処理について

- 1 職業委託契約書の内容に不備の点があつた。
- 2 給食用原材料の受払を正確にすること。
- 3 職員給食の弁償金は毎月整理収納すること。
- 4 生産物売払代の調定、収納は、その都度実施する

こと。

皆成 学園 昭和三十七年六月二十六日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 堀 江 実 蔵

一 学園の運営について

学園職員は本年度三名増員(保母一名、ポイラー技師一名、用務員クリーニング外交半日勤務一名)され、園長以下二二名で運営していたが、なお、職員の不不足について次の事項検討善処されたい。

1 精薄児は虚弱体質者が特に多く、かつ保健衛生思想が徹底しないため罹病率が高く、常時一〇余名の患者が病院へ通院している。

児童の保健衛生指導、軽度患者の処置等保健の万全を期するため、保健婦の設置基準設定について国へ強く要請し園に保健婦を置くことに努力する要がある。

2 給食、浴場用、高圧ボイラー及び冬期暖房用ボイラー運転のため技師一名配置されたが、交代要員がなく連日勤務を余儀なくされ、たまたまクリーニンク技師がボイラー運転免許を所持しているのがこれに補助しているが、反面クリーニンク職業指導に支障をきたしている。ボイラー技師増配置が望ましい。

3 調理、炊事職員は二名配置されているが、朝食準備のため毎朝六時半よりの早朝出勤職員二名を要し、早朝出勤の交代ができないので、いきおい、栄養士に調理、炊事の労務が負荷され、週に四日早朝出勤して援助している関係上、栄養士本来の事務に支障をきたしている。更に炊事婦一名増置の必要を認めらる。

二 収容定員について

学園の新築に伴い収容児童の定員が本年度から八四名(男五九名、女二五名)となり前年度に比し八名増(男一名減、女九名増)となつたが、県内の入園待機児童数を考慮すれば、なお、収容定員の不足が認めら

れる。収容定員、特に女子の定員を増加し、一二〇名程度の収容施設にし、合理的分類収容形態を整えることが保護指導上最も効果的な運営がなされると考えられるので県当局は検討されたい。

三 施設設備の整備充実について

昭和三十五年度末において外年懸案の本館及び附属建物等の新築が完了し、その取得財産の内容は、本館、ボイラー室、男子集合寮等延四三八、五〇坪、建築費三〇、六五七、五三四円、及び園長、指導員、保母、ボイラー技師等の公舎一〇五、六五坪、建築費四、〇一〇、四六六円で、面目を一新していた。

本年度、職業指導の寮業関係一心焼窯、物置、上屋等を一九、四〇坪、九九千円で改築し、その他、オートバイ一二万円、万能実物幻灯機六万円等を整備充実していた。しかしながら、今後に残された施設設備等整備充実の急がれるもの次のおりあるので、県当局は早急に対策措置を講ぜられたい。

1 本館から男子集合寮に通ずるコンクリート舗道に

上屋がなく、冬期、雨天等の場合通行に不便であるので上屋の設置。

2 園児訓練の見地から食器洗滌を園児に行わせているが、食器洗場は狭あい、作業が困難であり、かつまた、児童の作業であるため散水が甚だしく、食堂床板が腐蝕するのでこれが対策措置。

3 学園の汚水(消毒済の便水)放海溝(通称ウグイス坂の側溝)約八〇米が明渠土溝であるため、臭気を発散し、ハイ、カ等の発生源ともなり、環境衛生上不潔であるので、これがコンクリート排水溝へ改造。

4 学園新築により既設遊具は全部取り除かれたが、基幹部が木製であつたため再建できずそのまま放置されている。児童の生活指導に支障をきたしているので、これが復元。

5 学園が市街地より遠かくの山上に所在し、かつ前記のとおり、園児の患者が多いので園児の治療、通院、急患者の急救用(現在警察ジープ借用)及び物

資調達等のため小型四輪車の配置と、自転車置物の設置。

6 ボイラー用重油タンクは、出来型不完全のため使用不能で、監査日現在、ドラムカンよりパイプで重油を直接使用していたが、危険であるので、早期に手直し工事着手のこと。なお、ボイラー室内整頓のこと。

四 経理出納その他事務処理について

1 クリーニング納品書による納品の受授を一層明確にすること。

2 昭和三十六年度分の未収金七、六六五円(一六件)の収納整理に努力すること。

3 窯業の生産収獲物品引継簿を作成し、引継を厳にすること。なお収入科目は検討を要する。

4 物品購入にあたり見積書の不足しているものがあつた。

院、急患者の急救用(現在警察ジープ借用)及び物